

(四) 審判官與マ又辭キルマナロイ
キロイ

(五) 押守審判官以テハ既並答ニ既並手當金參照以テ又辭セシマ

(六) 工具ハ會社ニ全額貸付シロイ

(七) 半二回正遊以テ宝具其辭シロイ

(八) 春祭二回會社貸付シテ既並會マテキ
ス事

ス事

(九) 國籍ニシテ參請ハ組合ハ認付シテ蓋即チキテ直キニ認付セ

(十) 文江手ハ提出ハ半額以テ認付シテ蓋即チキテ直キニ認付セ

ハロイ

(十一) 營業員ハ人林マ重シシ辭除ハ組合撤除即ニ工場ニ出セシ

(十二) 審判官ハ必善

(十三) 急務患答ハ認付シテ蓋即チキテ直キニ審判官ニ認付ス事

(十四) 急務患答ハ認付シテ蓋即チキテ直キニ審判官ニ認付ス事

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

(一) 強制貯金ノ廢止

一方組合同盟ニ先手ヲ打タレタル總同盟側ハ急遽二十四日

杭瀬常光寺ニ於テ幹部會開催、出席者百四十名協議ノ結果左ノ

通りノ嘆願書ヲ提出スル事ニ決定シ二十五日工場ニ提出シ之ニ

對スル回答ヲ二十八日ニ要求シタ

左記

(一) 電機部津田君ノ復職

(註、津田ハ過日同社々長谷口房藏氏葬儀當日工場ガ追悼

ノ意ヲ以テ四時間ノ休業ヲ與ヘタル處、此ノ休業時間ヲ利

用シ工場内ニ於テ組合宣傳ビラ撒布シタル爲工場側ハ注意

ヲ與ヘタルニ之ヲ無視シ再ビ撒布シタル爲遂ニ鹹首シタ

(二) 日給二割値上

(三) 退職手當ノ制定

一年未滿二十五日分